

情報通信行政検証委員会 検証結果報告書(第一次)

～東北新社の外資規制違反等の問題について～

1. 情報通信行政検証委員会について

- 総務省幹部と東北新社の間の会食等により、行政がゆがめられたのではないかと疑念について検証
→東北新社の外資規制(※)違反の問題から、検証を実施

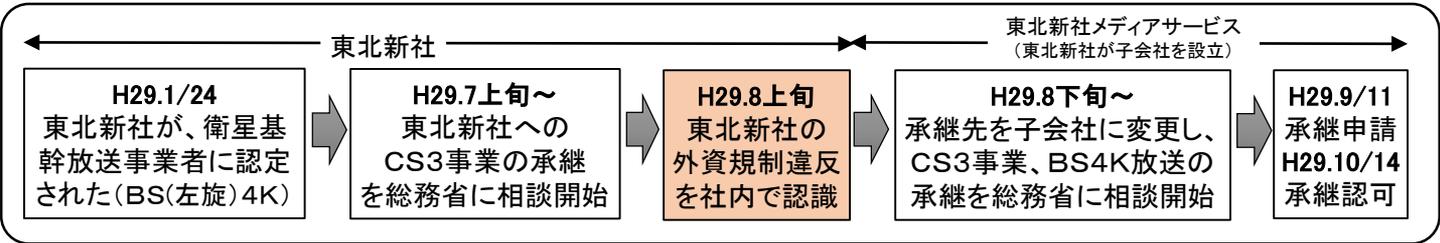
(※)外国人等が議決権の5分の1以上を占める法人は衛星基幹放送業務の認定を受けることができない(放送法93条1項7号ニ)
認定事業者が該当規制に該当した場合は認定取消し(同法103条1項)

【情報通信行政検証委員会委員】

鹿喰 善明 (明治大学総合数理学部専任教授)
原田 久 (立教大学法学部教授)
横田 響子 (株式会社コラボボ代表取締役)
座長 吉野 弦太 (弁護士(のぞみ法律総合事務所パートナー))

2. 事実認定と評価

<東北新社グループの動き>



(1) 平成29年1月の事業者認定

- 東北新社の外資比率は、平成28年9月末時点で既に20.75%であったが、総務省は、**外資規制違反を認識せず認定**

※不適切な事情、通常の手続と異なる運用は、確認されず
※東北新社も、外資規制違反を認識せず申請

- 個々の職員の意図的な行動で行政がゆがめられたものではないが、**申請書の様式や審査体制に問題があり、改善が急務**

※申請書の記載では外資比率を把握できない
※課内のチェック体制や分担が不明確

(2) 平成29年10月の承継の認可

- 8月9日頃に外資規制違反について情報流通行政局**総務課長**に相談したとの東北新社の主張については、裏付ける証拠は確認されず、**事実認定に至らず**

※記憶に残らない程度の表層的・一般的な法律相談であった可能性など、あらゆる可能性が排除できない。

- 情報流通行政局**担当課長**らは、当時、同社の**外資規制違反の事実を認識**していた可能性が高い

- そうであれば、その時点で、法律上行うべき東北新社の認定の**取り消し等を行わず**、むしろ東北新社からの**承継認可申請を追認**した可能性が高い点で、**行政がゆがめられた**との指摘を免れない

- 担当課よりも**上位の職員**が違反を認識していたことを窺わせる情報は**確認できず**

(3) 上記認定・認可の決裁に関与した職員の会食は、4件・5人(うち1人は、野球チケットの交付を含む)

- 会食で、外資規制違反の事実の伝達や、対応方針の相談が行われた**事実は確認されず**
※東北新社も、通常の懇親の趣旨であり、外資規制違反についての働きかけを行う目的ではないとしている。

- 会食の有無にかかわらず、行政がゆがめられた可能性**があり、深刻に受け止めるべき

…BS(左旋)4K推進に影響しないよう、認定を取り消さないことが適当との**自己正当化**の可能性

- * 委員から、事業者との馴れ合い、ムラ意識等の指摘もあり、**会食をはじめとした事業者との関係の在り方**についてはさらに検討

3. 今後の対応

- 引き続き、総務省における他の情報通信行政(東北新社に係る他の問題、NTTグループを巡る政策決定の問題)についても検証を行い、すべての検証が終了した段階で再発防止を含めて提言。